

子供たちに きれいな水を

浄化槽を正しく使いましょう

きれいな水を



私たちは、毎日の生活の中でたくさんの水を使用しています。その水の多くは汚水となり、川などに流れていきます。

しかし、使った水を汚れたまま川に流してしまえば、美しく豊かな自然は破壊されてしまいます。

大切な環境を守るため、汚水を処理して、きれいな水にする必要があります。その役目を担うのが**浄化槽**です。

浄化槽にその機能を十分に発揮させるため、正しく使用し、**保守点検**と**清掃**を行い、**法定検査**を受けましょう。

指定検査機関 埼玉県では、次の法人を法定検査の実施機関として指定しています。

- (一社) 埼玉県環境検査研究協会
 ①土呂支所 さいたま市北区土呂町1-50-4
 ☎048-778-8700
 ②西部支所 坂戸市八幡1-11-34
 ☎049-284-2911

- (一社) 埼玉県浄化槽協会
 法定検査部
 ③深谷市田谷11
 ☎048-501-5707
 ④支所 杉戸町清地5-4-10
 ☎0480-33-3535



検査手数料 (非課税)

対象処理人員	設置後の水質に関する検査	定期水質検査
10人槽以下	14,000円	6,000円
11~20人槽	15,000円	8,000円
21~50人槽	17,000円	11,000円
51~300人槽	22,000円	14,000円
301~500人槽	24,000円	16,000円
501人槽以上	40,000円	32,000円

指定採水員制度とは (10人槽以下の浄化槽が対象となります。)

指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が法定検査の補助作業を行うことができます。

- 具体的には…
- ① 検査の案内
 - ② BOD検査用試料の採取
 - ③ 外観検査
 - ④ 水質検査
 - ⑤ 書類検査

指定採水員が行った現場調査結果と放流水のBOD測定結果を基に、指定検査機関が総合判定を行い、検査結果書を発行します。

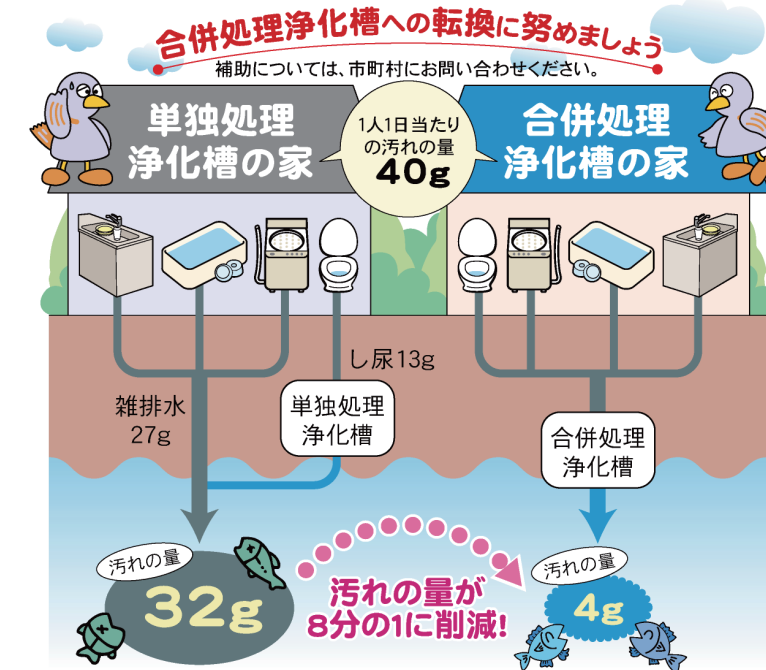
ただし、5年に1回は指定検査機関の検査員が検査を行います。

保守点検の回数

通常の使用状態において最低限必要な点検回数です。

単独処理	処理方式	全ばっ気	分離接触ばっ気 分離ばっ気	散水ろ床 平面酸化床
	規模(人槽)	20人槽以下	3か月に1回以上	4か月に1回以上
合併処理	21人~300人槽以下	2か月に1回以上	3か月に1回以上	6か月に1回以上
	301人槽以上	1か月に1回以上	2か月に1回以上	

合併処理	処理方式	規模(人槽)又は種類	回数
	標準活性汚泥 長時間ばっ気	—	1週に1回以上
	接触ばっ気 回転板接触 散水ろ床	①砂ろ過装置、活性炭吸着装置 または凝集槽を有する浄化槽	1週に1回以上
		②スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整 槽を有する浄化槽(1に掲げるものを除く)	2週に1回以上
③ ①及び②以外		3か月に1回以上	
分離接触ばっ気 嫌気ろ床接触ばっ気 脱窒ろ床接触ばっ気	21~50人槽以下	3か月に1回以上	
	20人槽以下	4か月に1回以上	



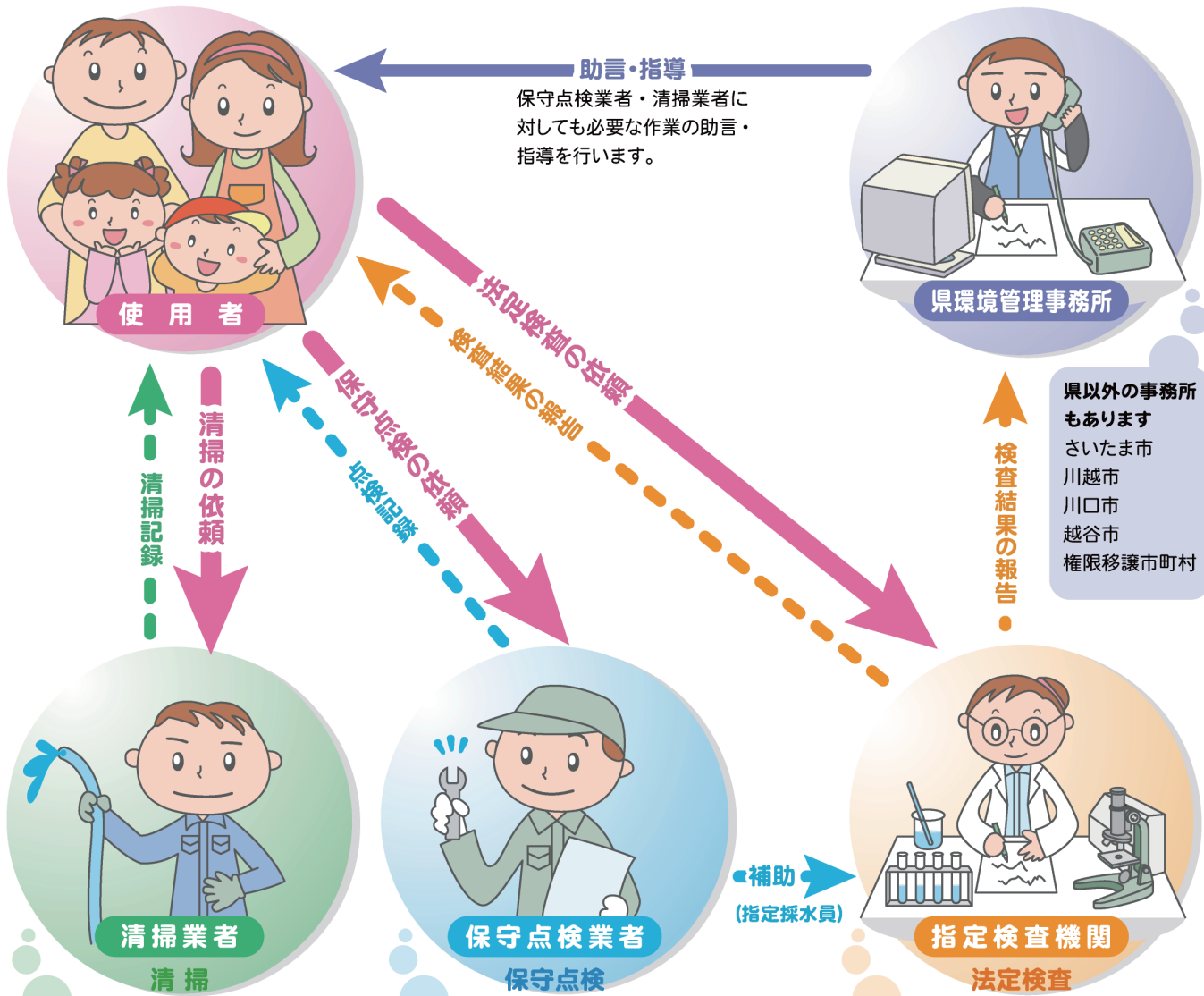
BODとは…!

水の中に含まれる汚れを微生物が食べて分解するときに使われる水の中の酸素の量です。川や排水などの汚れの程度を表します。

浄化槽に関する相談、問合せは下記で受け付けています

- 各市町村浄化槽担当課
- 埼玉県中央環境管理事務所
さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎 ☎048-822-5199
 - 埼玉県西部環境管理事務所
川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟4F ☎049-244-1250
 - 埼玉県東松山環境管理事務所
東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎 ☎0493-23-4050
 - 埼玉県秩父環境管理事務所
秩父市東町29-20 秩父地方庁舎 ☎0494-23-1511
 - 埼玉県北部環境管理事務所
熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎 ☎048-523-2800
 - 埼玉県越谷環境管理事務所
越谷市越ヶ谷4-2-82 越谷合同庁舎 ☎048-966-2311
 - 埼玉県東部環境管理事務所
杉戸町清地5-4-10 ☎0480-34-4011
 - 埼玉県環境部水環境課
さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3083 FAX048-830-4773

浄化槽を管理する上で、やらなければならないこと



清掃とは？
浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類の洗浄のことです。年1回以上実施しなければなりません。市町村長の許可を受けた業者に委託してください。登録業者の確認は、各市町村のホームページ等で確認できます。

保守点検とは？
浄化槽の点検、調整や修理のことです。浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数を実施しなければなりません(裏面参照)。県知事登録(さいたま市、川越市、川口市と越谷市内は市長登録)を受けた業者に委託してください。登録業者の確認は、県(市)のホームページで確認できます。

指定採水員制度については 裏面参照。

法定検査とは？
保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の機能診断のことで、検査結果は県(市)へも報告されます。指定検査機関に依頼して受検してください。(担当地域及び検査手数料は裏面参照)

①設置後の水質に関する検査(7条検査)
設置された浄化槽が、適正に施工され、機能しているかを確認する検査です。浄化槽を使い始めてから3か月を経過した日から5か月間に行わなければなりません。

②定期水質検査(11条検査)
保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽の機能が発揮されているかを確認する検査です。毎年1回行わなければなりません。

法定検査を受けましょう

浄化槽の正しい使い方
保守点検・清掃を行いましょ

浄化槽を使う上での心がけ

天ぷら油は、そのまま流さず古紙などに染み込ませてから可燃ごみとして捨てましょう。

食べ残しなどを流さないようにしましょう。洗剤は石けんなどの分解性の高いものを適量使いましょう。

トイレは、トイレットペーパー以外のものは流さないようにしましょう。

浄化槽の上に物を置かないようにしましょう。またマンホールの蓋は必ず閉めておきましょう。

便器の掃除には、塩酸などを含む製品は使わないでください。

法定検査を受けないと？
県または市町 指導・勧告
法第7条の2第1項、第2項
法第12条の2第1項、第2項

県または市町 命令
法第7条の2第3項
法第12条の2第3項

命令に違反すると **罰則** 30万円以下の過料
法第66条の2

